

被相続人居住用家屋確認申請書について

倉敷市に所在した家屋の「確認書」については、倉敷市建築指導課で発行します。なお、内容の確認が終了し確認書が発行されるまでに1週間程度かかります。確定申告期限まで余裕をもって申請をお願いします。所定の様式に必要な書類を添えて持参又は郵送で提出してください。

確認書が準備できましたら申請書に記載の申請者住所へ郵送させていただきます。窓口でのお受け取りをご希望の場合には申請書提出時にお申し付けください。

【記入例】

別記様式1-2：被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却をした後又はその全部が滅失した後における譲渡の場合
(租税特別措置法第55条第3項第2号)

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者住所 **倉敷市児島小川町3681-3**
氏名 **倉敷 子太郎** 電話 **0X0-XXXX-XXXX**

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第55条第3項第2号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同号ロ)及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用(居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。))における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第5項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第3号)に該当すること
(※1)通知における特定事由と同じ。(※2)通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地 (敷地の所在地番)	①		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4)	② 年 月 日	家屋の取壊し、除却又は滅失の日(※5)	③ 年 月 日
被相続人の氏名及び住所	(住所) ④		
	(氏名) ⑤	申請者からみた続柄	父
相続開始日(被相続人の死亡日)	⑥ 年 月 日	譲渡日(※6)	⑦ 年 月 日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙 換価分割の場合は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 敷地等	(住所) (氏名)	
	<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 敷地等	(住所) (氏名)	
相続人(※7)の数(申請者含む) ※該当する□に✓	<input checked="" type="checkbox"/> 2名以下 【特別控除額の上限額 3,000万円】	<input type="checkbox"/> 3名以上 【特別控除額の上限額 2,000万円】	

(※3)申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限り、(※4)申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、(※5)申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等をした日(未登記の場合は解体工事の請負契約書等により確認した解体日等)を記載する。(※6)申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り、なお、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡したものに限り、(※7)相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限り。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印

全部事項証明書(土地)

全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	調製 [余白]	不動産番号	0000000000000
地図番号 [余白]	筆界特定 [余白]		
① 所在地	特別区南都町一丁目 [余白]		
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】
101番	宅地	300.00	不詳 [平成20年10月14日]
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲野 太郎		
権利部(甲区) 見 所有権に関する事項 本			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野 太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務 五郎

閉鎖事項証明書(建物)

閉鎖事項証明書 (建物)

表題部 (主である建物の表示)	調製	平成〇年〇月〇日	不動産番号	6
所在図番号 [余白]				
所在地	岡山県倉敷市西中新田640番地 [余白]			
家屋番号	640番 [余白]			
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
②	居宅	木造2階建	1階 60.25 2階 30.75	昭和50年5月20日新築
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年2月10日
③	[余白]	[余白]	[余白]	令和6年5月1日取り壊し (令和〇年〇月〇日) 同日閉鎖

住民票(除票)

住民票(除票)

⑤	氏名	倉敷 太郎	個人番号	【省略】
			住民票コード	【省略】
	旧氏	【空欄】	生年月日	昭和〇年〇月〇日
	世帯主	【省略】	性別	男
	続柄	【省略】	住民となった年月日	昭和〇年〇月〇日
④	住所	岡山県倉敷市西中新田640	住所を定めた年月日	【空欄】
			届出日	昭和〇年〇月〇日
	本籍	岡山県倉敷市西中新田640	筆頭者	倉敷 太郎
	転入前住所	岡山県倉敷市水島北幸町1-1		
	***	*****	***	*****
	***	*****	***	*****
⑥	【除票記載事項】 届出日: 令和〇年〇月〇日 事由の生じた年月日: 令和〇年〇月〇日 (消除事由: 死亡)			